

別表（第6条関係）

(1) スポーツアリーナ使用料

(単位：円)

区分				使用時間・曜日		午前	午後A	午後B	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
				9:00～12:00	13:00～15:00	15:00～17:00	18:00～21:00	9:00～17:00	13:00～21:00	9:00～21:00		
アリーナ	独占使用	アマチュアスポーツ	入場料又はこれに相当する会費等を徴収しない場合	平日	3,150	2,100	2,100	5,250	7,350	9,450	12,600	
				土・日	4,200	2,620	2,620	6,300	9,440	11,540	15,740	
			入場料又はこれに相当する会費等を徴収する場合	平日	6,300	4,200	4,200	10,500	14,700	18,900	25,200	
				土・日	8,400	5,250	5,250	12,600	18,900	23,100	31,500	
	アマチュアスポーツ以外	入場料又はこれに相当する会費等を徴収しない場合	平日	9,450	5,250	5,250	11,550	19,950	22,050	31,500		
			土・日	12,600	6,820	6,820	14,700	26,240	28,340	40,940		
		入場料又はこれに相当する会費等を徴収する場合	平日	18,900	10,500	10,500	23,100	39,900	44,100	63,000		
			土・日	25,200	13,650	13,650	29,400	52,500	56,700	81,900		
部分使用	床面積の2分の1以下		独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額の部分を使用する場合									

備考

- 1 入場料又はこれに相当する会費等を徴収する場合とは、次のとおりとする。
  - (1) 入場料又は会費を徴収する場合
  - (2) 会員制度により会員を招待する場合
  - (3) 商品等の売上高により招待券を発行する場合
  - (4) その他これらに準ずる場合
- 2 商品の展示販売及び営業の宣伝に使用する場合は、当該使用料に3を乗じる。
- 3 三郷町の住民でない方が使用する場合は、当該使用料に3割を加算する。
- 4 使用時間の延長は、1時間を限度とし、30分を超える場合は、当該使用料に3割を加算する。

## (2) 付属設備使用料

(単位：円)

品名	単位	使用区分	使用料	摘要
演台	1台	1区分	840	花台・水さしを含む。
司会者台	1台	〃	420	
バスケットボール用具	1組	〃	200	ボールを除く。
バレーボール用具	〃	〃	200	ボールを除く。
卓球用具	〃	〃	100	ラケット・球を除く。
長机	1卓	〃	100	
パイプ椅子	1脚	〃	50	
VTR持込料	1台	〃	3,150	
音響施設持込料	〃	〃	10,500	
照明持込電源使用料	〃	〃	100	